

『長崎スマートカード（ICカード共通回数乗車券）』
取 扱 規 程

平成14年1月11日作成
社団法人長崎県バス協会
長 崎 県 交 通 局

『長崎スマートカード（ＩＣカード共通回数乗車券）』取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、長崎スマートカードシステム加盟事業者（以下、『加盟事業者』という）が発売するＩＣカード共通回数乗車券『長崎スマートカード』の発売、その他必要な取扱いについて定め、もって利用者の利便と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 『長崎スマートカード（以下、『カード』という）』とは、加盟事業者が発売するストアードフェアシステム（プリペイドカードをカードリーダー機に触れることにより、乗車区間の運賃を収受するシステム）対応のカードであって、加盟事業者の営業路線（別表に掲げる路線を除く。）の旅客運送に使用できる非接触ＩＣチップが内蔵されている乗車券をいう。

（用語の定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カードリーダー機
カードを自動的に改札、運賃精算する装置をいう。
- (2) ポイントサービス
カード使用时、利用額に応じてポイントを付与し、それを利用者が運賃額として使用できるサービスをいう。
ポイントサービスの取扱いは、別途『長崎スマートカードポイントサービス取扱規程』を適用する。
- (3) 乗り継ぎ割引
カードを使用し、一定の条件のもとに2回利用したとき、2回目の運賃を割り引くことをいう。
乗り継ぎ割引の取扱いは、『長崎スマートカード乗り継ぎ割引取扱規程』を適用する。
- (4) 積み増し
収受した金額に応じた額を、カードの残額として機械的に記憶させることをいう。
- (5) プレミアム
カードの積み増し額に対し、一定の率によって使用可能額を割り増しすることをいう。
- (6) カード残額
カードを使用するとした場合、当該カード内でその時点における減算可能な最高金額をいう。

(旅客運送の制限又は停止、並びに周知)

第4条 各加盟事業者はカードの取扱いに関し、旅客運送の円滑な遂行を確保するために必要があるときは、次に掲げる制限又は停止をすることがある。

- (1) カードの発売場所、発売枚数、発売時期及び発売方法の制限又は発売の停止。
- (2) カードの乗車区間、乗車経路、乗車方法又は乗車する車輛等の制限。

2. 前項の規程による制限又は停止をする場合は、旅客に周知させ混乱を生じさせないため、その旨を関係窓口に掲示する。

(発売場所)

第5条 カードは、各加盟事業者が指定する窓口及び車内において発売する。但し事業上特に必要がある場合は、その他の場所において発売することができる。

(発売額)

第6条 カードの発売額は、3,000円とする。

(記載事項及び様式)

第7条 カードの表面には、次の事項を記載するほか必要に応じて、その表面又は裏面にその他の事項を記載する。

- (1) 『長崎スマートカード』
- (2) 『発売額』

2. カードの様式は、次のとおりとする。

(表面)



(裏面)

K01Y1AB002303

- 「長崎スマートカード」の表示のある加盟各事業者のバスでご利用いただけます。
- 乗車用カードリーダーにカードを触れてからご乗車ください。降車の際は、精算用カードリーダーにカードを触れてください。整理券は必要ありません。
- 確実な精算の為、1人1枚ずつのご利用をおすすめします。また金属板等と重ねた状態で使用しないでください。
- 小人、割引運賃適用者及び2人以上の精算の方は、精算前に必ず乗務員にお申し出ください。
- 本カードは、バス車内・取扱窓口で残額30,000円まで積み増しができます。
- カード残額は、バス車内のカードリーダーまたは取扱窓口で確認できます。
- 本カードの所有権は、下記事業者に帰属します。不要になったカードは、下記事業者の取扱窓口へお返しください。
- 本カードの利用にかかわる事項は、「長崎スマートカード」取扱規程によります。
- 本カードは、10年間利用がない場合失効します。

長崎県交通局



(積み増し)

- 第8条 積み増しは1,000円単位で行い、積み増し後のカード残額は上限3万円とする。
2. 他加盟事業者発行のカードにも積み増しはできるものとする。
 3. 加算される金額は、収受した額に応じたプレミアム分を含めて付加するものとする。

(所有権)

- 第9条 カードの所有権は、発行した加盟事業者に帰属する。

(割引制度)

- 第10条 カードでの利用の場合、次の各号に掲げる割引制度を適用する。
- (1) 割引制度は、一般乗合旅客自動車運送事業運送約款（以下、『運送約款』という）の規程を適用する。
 - (2) 積み増し時のプレミアム制度は、普通回数乗車券方式を適用する。
 - (3) ポイントサービス制度は、『長崎スマートカード』ポイントサービス取扱規程を適用する。
 - (4) 乗り継ぎ割引制度は、『長崎スマートカード』乗り継ぎ割引取扱規程を適用する。

(カード残額不足時の精算)

- 第11条 運賃額がカード残額を超える場合は、超える部分の金額は当該カードに積み増し、他のカード、現金又は他の乗車券類で精算できるものとする。

(失効カード)

第12条 同一カードによる利用又は積み増しが連続して10年以上ない場合、当該カードは失効し、以後利用、払戻しはできないものとする。

(乗車券との引き換え等)

第13条 カードと他の乗車券類との交換等はできないものとする。

(無効)

第14条 カードは、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効として回収する。

- (1) カードリーダー機による改札を受けたカードを、他人から譲り受けて使用したとき。
- (2) カードを不正乗車の手段として使用したとき。

(不正使用の場合の旅客運賃及び割増運賃の収受)

第15条 カードを無効として回収したときは、その旅客から運送約款の規程を適用した割増運賃を収受する。

(再発行)

第16条 カードは紛失等、現物を持参できないときは再発行しない。

2. 破損、寿命等によりカードが使用不能となった場合で、旅客にその責任がないと認められる場合、旅客の希望により当該カードと引き換えに当該カードの有するカード残額と同額のカードを再発行する。この場合、手数料は不要とする。

3. 旅客の責任において、カードが使用不能になった場合にも、旅客の希望により前項の規程を適用するが、再発行手数料として200円を収受する。

4. カードの破損等により記録情報を読み取ることができない場合、再発行は請求時より1週間後とする。

5. 再発行は、当該カードを発行した加盟事業者が行う。

(払戻し)

第17条 カードは紛失等、現物を持参できないときは払戻ししない。

2. 破損、寿命等によりカードが使用不能になった場合で、旅客にその責任がないと認められる場合、当該カードと引き換えに払戻しを行う。この場合、手数料は不要とする。

3. 旅客の責任においてカードが使用不能になった場合は、当該カードと引き換えに払戻しに応じることがあるが、払戻し手数料として200円を収受する。

4. 旅客の都合により払戻しの請求がある場合、当該カードと引き換えに払戻しに応じる。但し、払戻し手数料として200円を収受する。

5. カードの破損等により記録情報を読み取ることができない場合、払戻しは請求時より1週間後とする。

6. 払戻しは、当該カードを発行した加盟事業者が行う。

7. 払戻し金額の計算は、『長崎スマートカード』払戻し計算規程を適用する。

(運行不能となった場合の取扱い)

第18条 カードリーダー機による改札後、車輛が運行不能になった場合の取扱いは、運送約款の規程を適用する。

(共通乗車等)

第19条 加盟事業者が発行するカードを所持して乗車する旅客に対しては、運送約款の規程(共通乗車等)を適用する。

(別表)

『長崎スマートカード』加盟事業者

西肥自動車株式会社

長崎自動車株式会社

長崎県交通局

佐世保市交通局

島原鉄道株式会社

各加盟事業者適用除外路線・車輛

高速バス（佐世保～長崎線を除く）

定期観光バス

その他、『長崎スマートカード』のロゴ表示のない車輛。